

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年10月13日認可した。

平成29年10月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東渡池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）俊正地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）室塚地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）北内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）新池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）輪工池地区
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）藤谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）百々股地区
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）新川原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）南岸地区